

入院や施設入所などの際に求められる保証人、身元引受人や緊急連絡先を担うサービスが広がっている。少子高齢化や核家族化で「頼れる身内」が減っていることが背景にあるが、そもそも法律上の位置付けが曖昧なケースも少なくない。専門家は「契約書などで役割や責任も確認した上で対応を検討すべきだ」と指摘している。

判断能力が低下した際の財産管理、医療に関する「いざ」という時の意思表示、遺言書の作成——一般社団法人「いきいきライフ協会」(横浜市)の事務所で1月下旬、IT(情報技術)コンサルタントの男性(50)が身元保証契約を進めていた。「独身で身寄りが高齢の父ぐらい。自分が倒れた時、身の回りのことはどうなるのか考えた」

きっかけは引越した。男性は昨夏、長年勤めた大手企業を退職し、賃貸住宅に転居しようとしていた。希望する物件の審査申し込みの書類を記入する際、緊急連絡先の欄でペンが止まった。81歳で高齢者住宅に入居する父の存在を不動産会社の担当者に話すと「別の人間にできないか」と再考を促された。

金銭的な負担は発生しないと説明され、友人への依頼も検討したが「自分が倒れた時などに連絡がいかっても迷惑」。人選に困っていた時に身元保証サービスの存在を知る。男性は「保証人や身元引受人を事前に確

身元保証 誰に頼めば

「頼れる身内」おらず、業者に依頼

生活

保する必要性に早く気付いて良かった」と話す。

同協会の身元保証サービスには、公正証書に基づく終末期の意思表示の代理なども含まれる。同協会や司法書士法人などで構成するオーショングループの黒田泰代表は「食事も受け付けなくなった患者の『延命措置を望まない』意向を公正証書を基に医師に伝えたこともある」という。

役割や責任の確認必須

少子高齢化や核家族化で 国は病院や福祉施設について「身元保証人などがないことはサービス提供を拒否する正当な理由に当たらない」との見解だが、司法書士の全国組織、成年後見センター・リーガルサポート(東京・新宿)の調査では、全国97病院と506介護施設のうち「入院・入

所時に身元保証人を求める」ケースは9割を超えた。

虎の門病院(東京・港)は入院誓約書で、治療方針や退院時の窓口となる身元引受人と、入院費などの債務を保証する連帯保証人に別の人物を記入するように求めている。病院側は「法律上の条件ではなく、個別の事情は相談に応じる」とするが、配偶者に先立たれた高齢者などにとって「2人の身内」のハードルは決して低くない。

矢田尚子・日大准教授(民法)は「入院費などの債務保証を想定した民法の規定はあるが、病院などが求める『保証人』『引受人』の役割や責任は一律でない。個別に確認した方がいい」と話す。

「高齢で妻以外に身寄りがないが、入院費用を支払う資力があると言っても身元引受人と連帯保証人の署名押印を求められた」。中国四国管区行政評価局は17年3月、患者男性の訴えを受け、国設置の管内28病院に対し、入院前に連帯保証人の提示を一律に求めず、他の選択肢も検討するようあっせん。病院側はクレジットカード番号を登録する制度導入などの対応を迫られた。

身元保証を引き受けるNPO法人、りすシステム(東京・千代田)の杉山歩代表理事は「保証金制度などで対応できる保証人と違い、今後は身元引受人の問題がより深刻になる」と指摘。「身寄りがなく最終的に困るのは自分自身。平穩に暮らすには後ろ盾となる存在を考える必要がある」と指摘する。(嘉悦健太)



入院・施設入所時などに要求

いきいきライフ協会(横浜市)と「身元保証」契約を結んだ男性(手前)

高齢者、切迫した状況で契約

「事前に専門家に相談を」の見極めも重要になる。カパーできるが、「身元保証人を立てるのは当たり前」という思考停止が最大の問題」と指摘。「医療や介護などの公的保険がある分野では、身元保証も含めた制度の在り方を議論すべき」と話す。